

# 国民年金保険料の収納対策等について

平成19年6月5日  
社会保険庁年金保険課

## 公的年金制度の加入状況等について

### 《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

- 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、未加入者は約27万人。  
 ・ 公的年金加入対象者全体の約94%は保険料を納付（免除及び猶予を含む。）しており、国民年金保険料の未納問題が直ちに年金財政に大きな影響を与える状況にはない。
- ※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

(7,076万人)

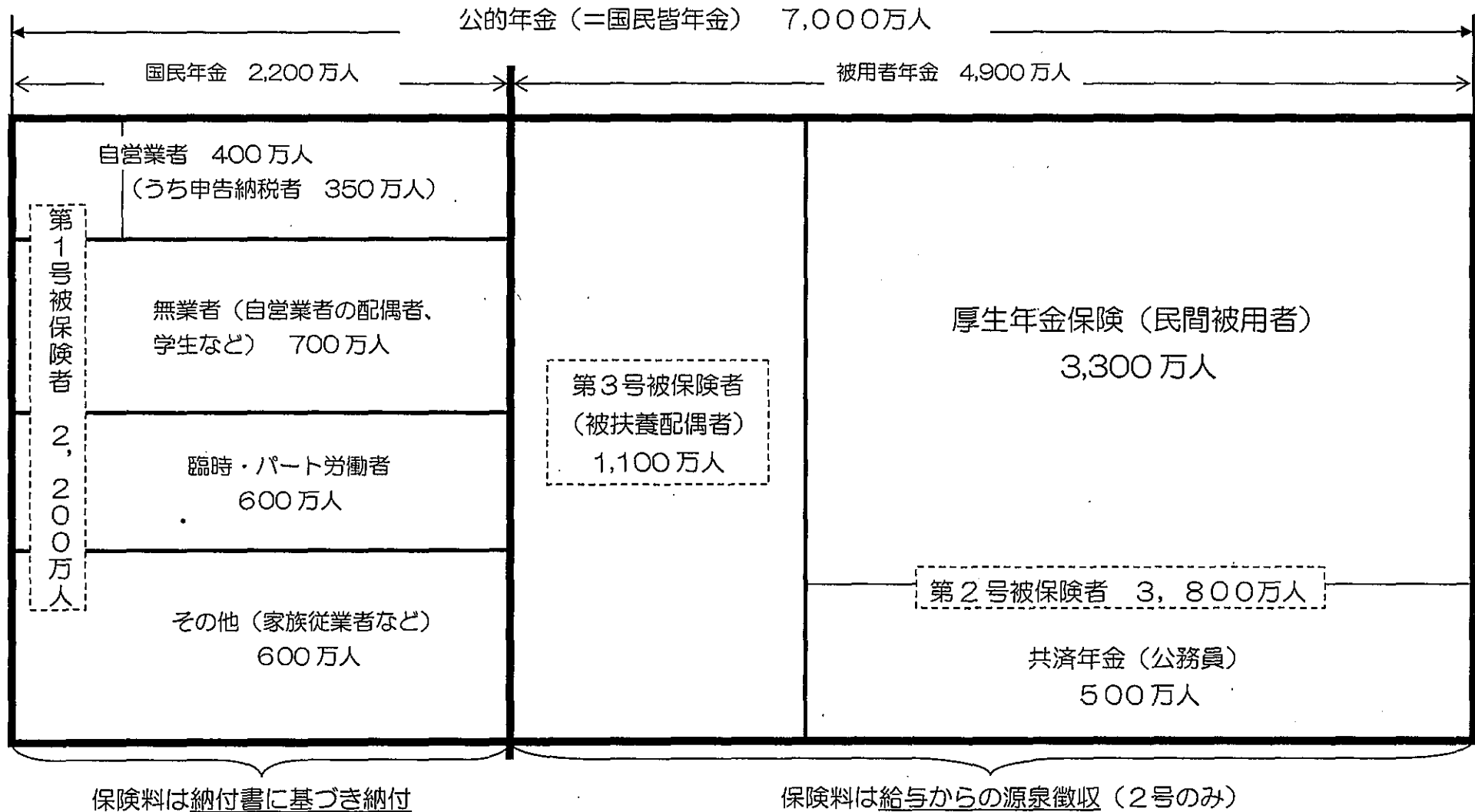
公的年金加入者 (7,049万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,190万人			第2号被保険者 (3,766万人)		(注1) 第3号被保険者 1,092万人
	免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,302万人	共済組合 464万人 (注4)	

未納者 374万人 (注3)  
 第1号未加入者 27万人 } 401万人

(注2)

- (注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。  
 2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。  
 3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。  
 4 平成17年3月末現在。  
 5 ( )内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

# 公的年金制度の対象者



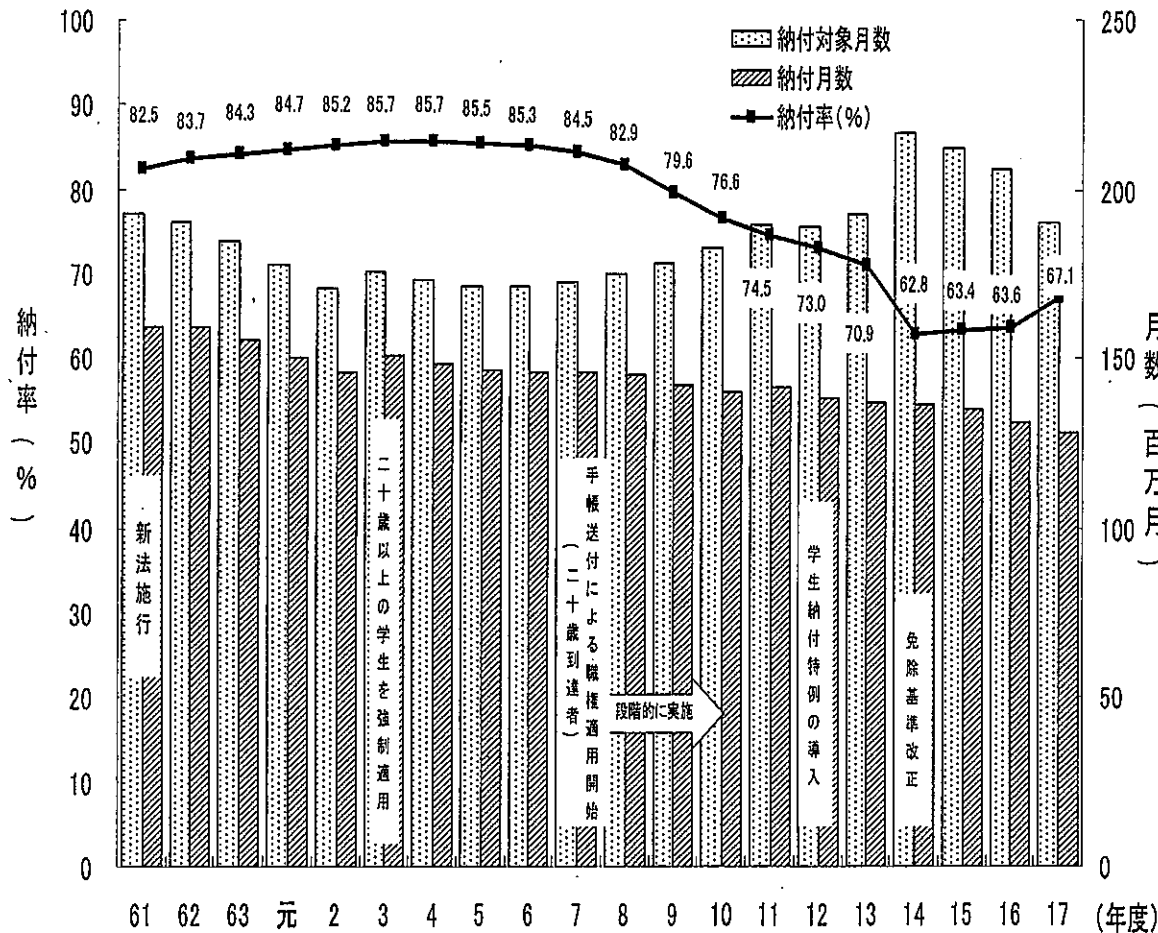
※ 平成18年3月末現在の人数 (百万単位)。共済年金のみ平成17年3月末現在。

※ 医療保険制度における国民健康保険 (国保) と被用者保険の関係も、上記の図とほぼ同様。ただし、医療保険の場合は、被扶養配偶者以外の被扶養者についても被用者保険でカバーされており、年金制度と比較して被用者保険によってカバーされる範囲が広い。

なお、市町村国保の保険料納付率は、世帯ベース (国民年金は個人ベース) で見ると約8割。ただし、この中には、納付率が高いと考えられる60歳以上の世帯層も含まれている (一方、国民年金は20~59歳が対象)。

# 平成17年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



**平成17年度の納付率は、67.1%**  
**(対前年比+3.5%)**

\* 免除等の不適正処理分の影響=△0.7%を除いたもの

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特別月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

## 納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

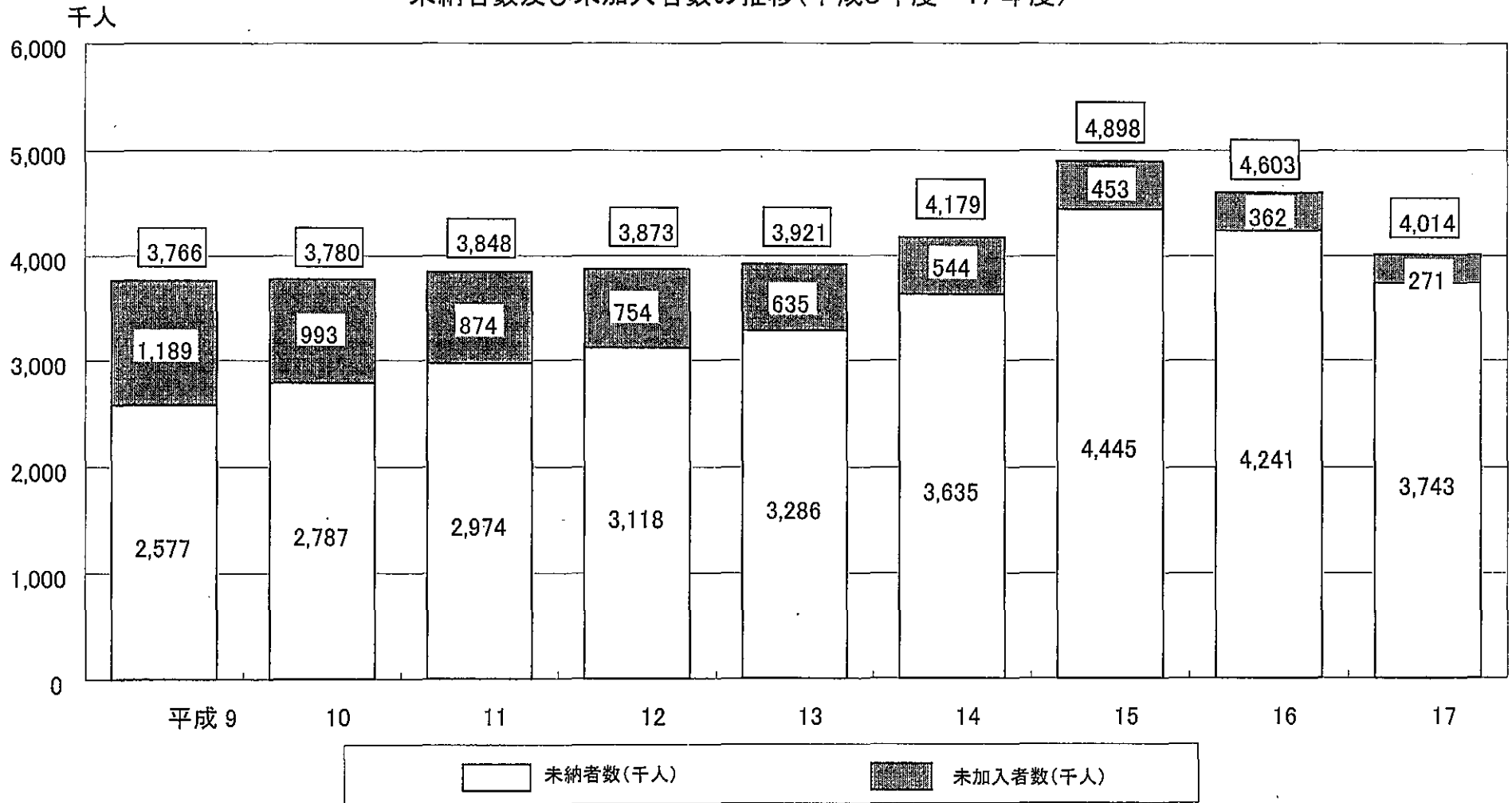
※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

（目標納付率）

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。  
 16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

未納者数及び未加入者数の推移(平成9年度～17年度)

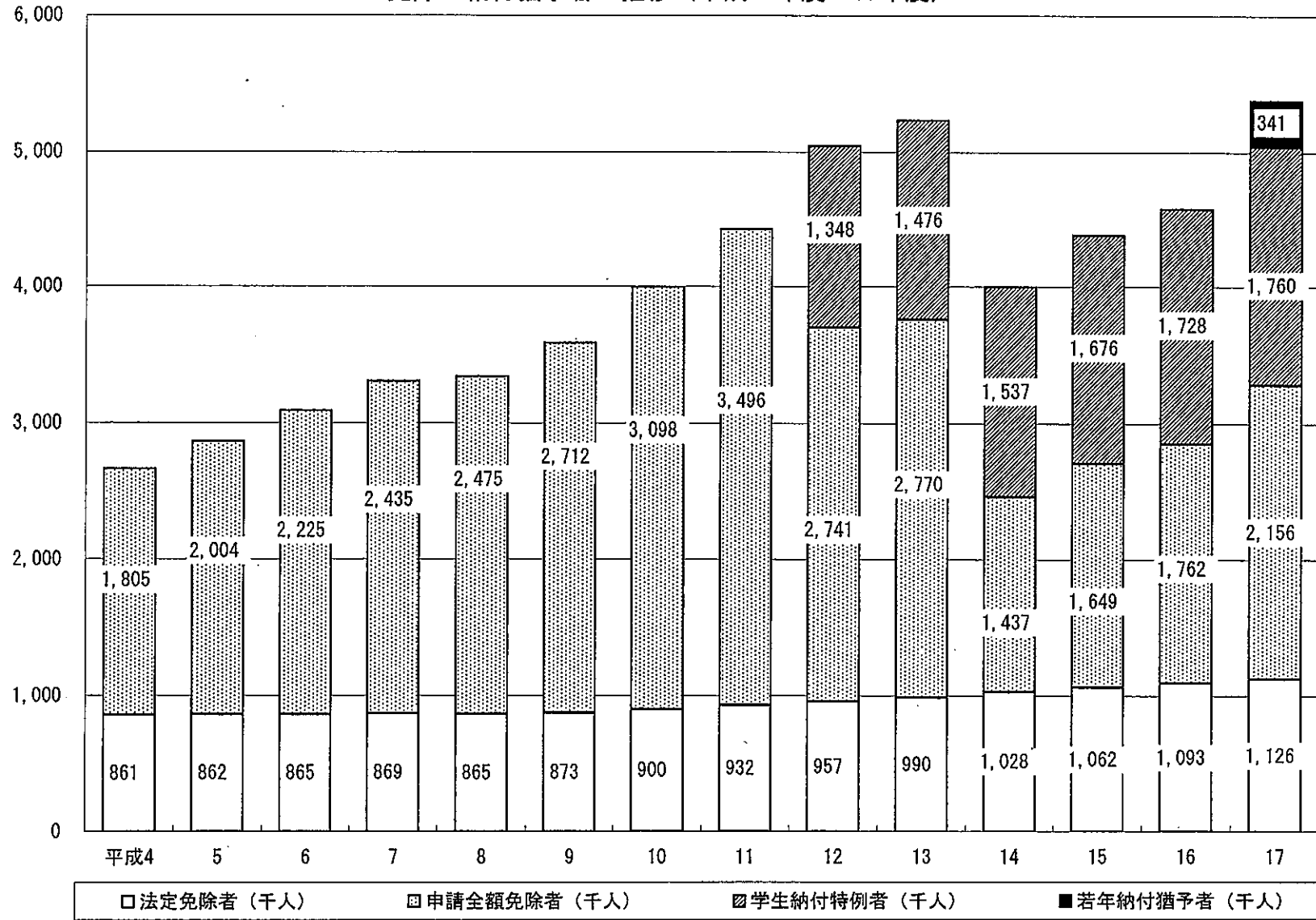


注1)未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

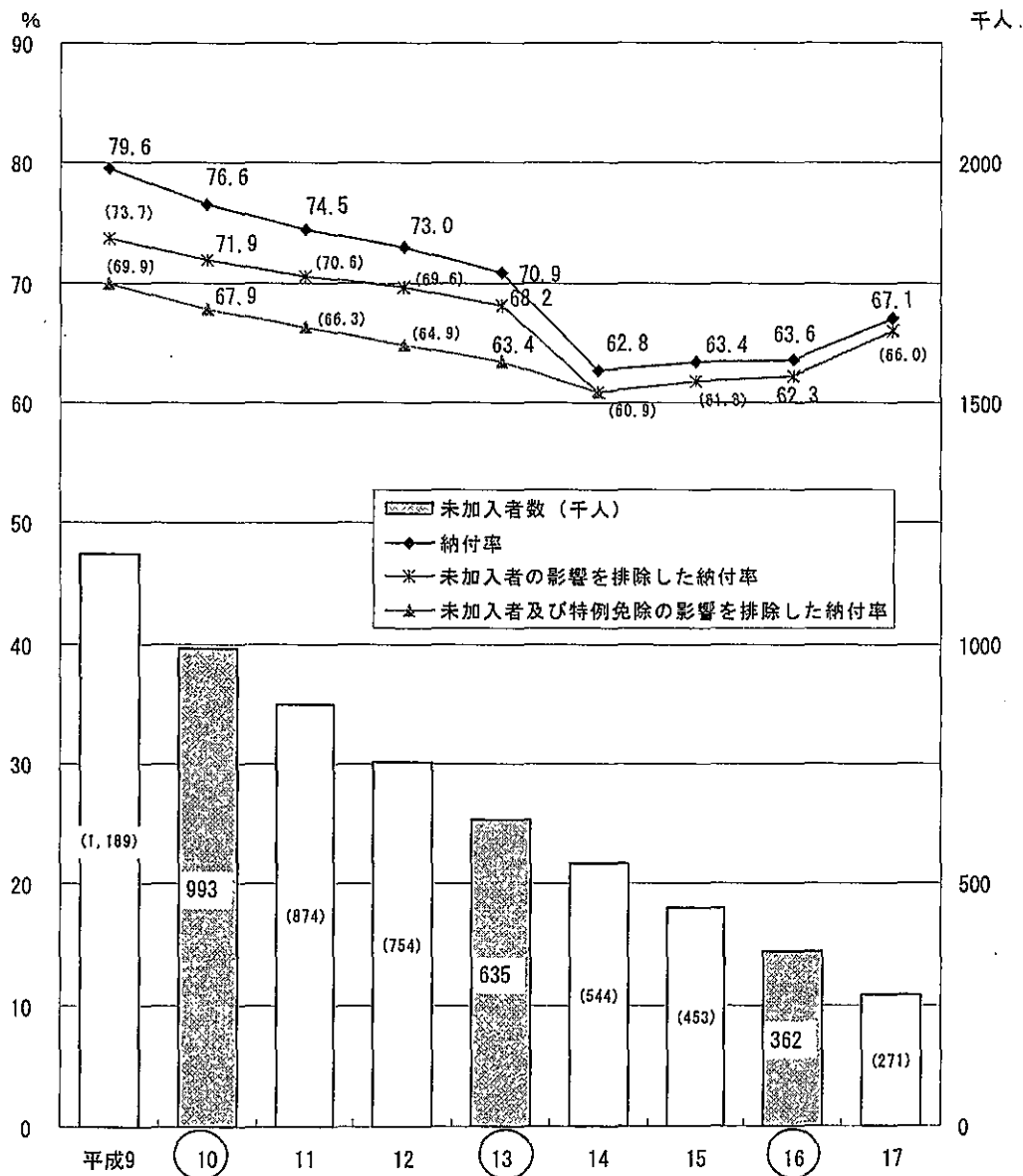
注2)平成17年度の未納者数は、今般の不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注3)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

免除・納付猶予者の推移（平成4年度～17年度）



## 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。  
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例) 免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注) 未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

● 未加入者の影響を排除 → **73.7%**

● 未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

# 納付率向上に向けた戦略

## 納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - (口座振替率)
  - 16年度末 17年度末 18年度末目標
  - 37% → 40% → 42%
  - 651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
  - 17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
  - 17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

## 納付督促の実施

### 催告状(手紙)

H16年度 4,021万件  
H17年度 3,418万件

### 電話

H16年度 649万件  
H17年度 823万件

### 戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件  
H17年度 1,774万件

### 集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件  
H17年度 1,952万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施 □ 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	17,244件
納付等	18,244件	56,819件
財産差押え	636件	8,585件

平成18年度  
31万件実施、  
最終的に60  
万件実施可能  
な体制を構築

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数  
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

質の向上  
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

## 免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生同士の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

## 事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

## 国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

## 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

## 広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項



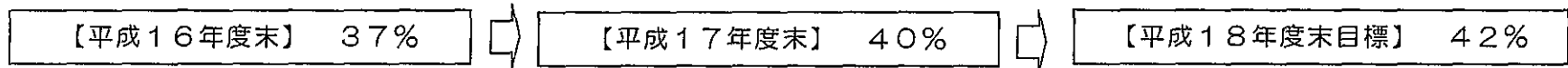
## 国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

### 1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



### 2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

### 3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

（利用状況）

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

### 4. クレジットカード納付の導入（平成19年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

# コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付の利用実績

コンビニでの保険料納付については、平成16年2月から一部実施し、平成16年4月から本格実施している。また、インターネットバンキング等による電子納付については、平成16年4月から実施している。

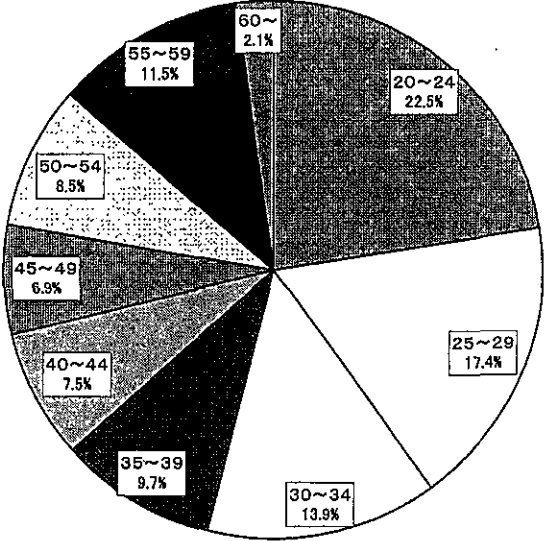
## ○コンビニ

平成16年度実績  
【利用件数】347万件  
【収納月数】593万月

⇒

平成17年度実績  
【利用件数】589万件  
【収納月数】940万月

コンビニエンスストア利用件数の年齢構成(平成17年度)



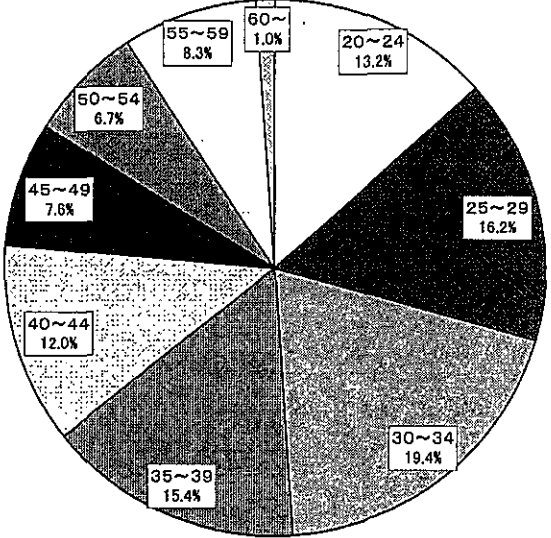
## ○電子納付(チャネル:ATM、PC、モバイル)

平成16年度実績  
【利用件数】7万件  
【収納月数】17万月

⇒

平成17年度実績  
【利用件数】14万件  
【収納月数】33万月

マルチペイメント利用件数の年齢構成(平成17年度)



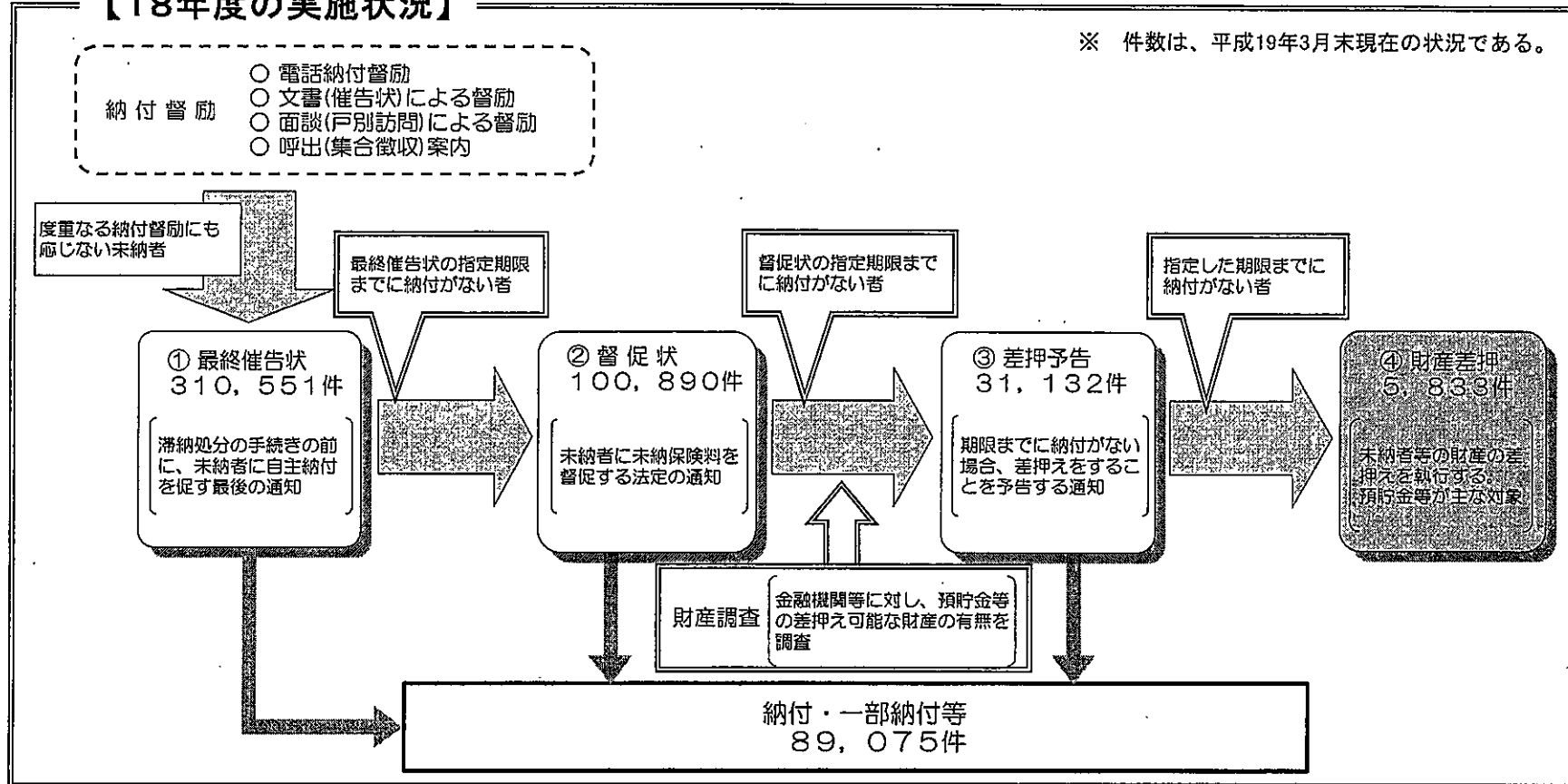
# 強制徴収の実施状況

## ○ 目標値と実施状況

平成18年度の最終催告状の発行目標35万件に対し、約31万件を発行した。

### 【18年度の実施状況】

※ 件数は、平成19年3月末現在の状況である。



(実施状況：平成19年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件
督促件数	416 件	4,571 件	56,407 件	100,890 件
差押件数	50 件	636 件	8,585 件	5,833 件

# 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

## 1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

## 2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

## 3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

### (1) 平成17年度～

#### 5箇所 (実施期間:平成17年10月～平成18年9月)

- |                |   |                   |
|----------------|---|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所(青森) | } | (株)もしもしホットライン     |
| ②宮崎社会保険事務所(宮崎) |   |                   |
| ③足立社会保険事務所(東京) | } | イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所(愛知) |   |                   |
| ⑤平野事務所(大阪)     |   |                   |

### (2) 平成18年度(継続分)(受託事業者は新たな入札により決定)

#### 5箇所(実施期間:平成18年10月～平成19年9月)

- |                |   |               |
|----------------|---|---------------|
| ①弘前社会保険事務所(青森) | } | (株)もしもしホットライン |
| ②足立社会保険事務所(東京) |   |               |
| ③熱田社会保険事務所(愛知) |   |               |
| ④平野事務所(大阪)     |   |               |
| ⑤宮崎社会保険事務所(宮崎) |   |               |
- (株)トライアイ

### (3) 平成18年度(新規分)

#### 30箇所【拡大】(実施期間:平成18年7月～平成19年9月)

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| ①茨城地区(水戸北、水戸南) …(株)もしもしホットライン          | ⑧神奈川県(厚木、相模原、横須賀、鶴見) …(株)もしもしホットライン   |
| ②埼玉中北部地区(熊谷、浦和) …(株)もしもしホットライン         | ⑨愛知地区(名古屋西) …(株)もしもしホットライン            |
| ③埼玉中西部地区(川越) …(株)もしもしホットライン            | ⑩京都地区(下京) …イー・シー・エス債権管理回収(株)          |
| ④千葉北部地区(佐原、松戸) …(株)もしもしホットライン          | ⑪大阪地区(難波、今里、福島、大手前、城東) …(株)もしもしホットライン |
| ⑤千葉南部地区(木更津) …(株)トライアイ                 | ⑫兵庫地区(三宮、兵庫) …イー・シー・エス債権管理回収(株)       |
| ⑥東京東部地区(上野、江戸川、荒川、墨田、港) …(株)もしもしホットライン | ⑬福岡地区(中福岡) …(株)トライアイ                  |
| ⑦東京西部地区(新宿、渋谷、武蔵野) …イー・シー・エス債権管理回収(株)  |                                       |

## 4. 公共サービス改革法

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定された。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。  
(平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定)

# 国民年金保険料の多段階免除制度について

## 1. 趣 旨

- 平成16年の年金制度改正により、保険料を納付しやすい環境整備を図る観点から、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得基準を設定した多段階免除制度を導入。

## 2. 多段階免除制度の内容（平成18年7月1日施行）

- 現行の全額免除と半額免除の2段階に4分の1免除及び4分の3免除の2段階を加え4段階とする。

(平成18年6月まで)	(平成18年7月から)	(所得基準)	(将来の年金額) (国庫負担1/2の場合)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">非免除</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">半額免除</div> <div style="background-color: #999999; padding: 5px; text-align: center;">全額免除</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">非免除</div> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">1/4免除</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">半額免除</div> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">3/4免除</div> <div style="background-color: #999999; padding: 5px; text-align: center;">全額免除</div> </div>	<p>..... 158万円（+各種控除）超</p> <p>..... 158万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 118万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 78万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 57万円以下</p>	<p>10/10</p> <p>7/8</p> <p>3/4</p> <p>5/8</p> <p>1/2</p>
<small>※所得額は単身者の場合</small>			

# 学生納付特例制度について

20歳以上の学生については、平成3年度から国民年金が強制適用となり、保険料納付は親元世帯の所得を考慮する学生免除基準が適用されていた。しかし、学費や仕送りで負担の多い時期に国民年金保険料まで親が負担するのは経済的に大変といった意見等を踏まえ、平成12年4月から学生本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代には保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料が納付できる仕組みを導入した。

## 1. 対象者

大学（大学院）、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信課程も含む。）する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が所得基準額以下である者

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成19年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	282万円（420万円）
2人世帯（夫婦のみ）	195万円（304万円）
単身世帯	141万円（227万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

## 2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 学生納付特例期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

## 3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで

## 4. 追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

## 5. 学生納付特例者数(年度末現在)

(平成13年度)148万人 (平成14年度)154万人 (平成15年度)168万人 (平成16年度)173万人 (平成17年度)176万人

# 若年者納付猶予制度について

平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある親と同居している場合には保険料免除の対象となっていなかった。そこで、平成16年の年金制度改正において、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止するため、平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを導入した（10年間の時限措置）。

## 1. 対象者

30才未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準と同額）以下である者（世帯主の所得は判断の対象外）

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成19年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	162万円（258万円）
2人世帯（夫婦のみ）	92万円（157万円）
単身世帯	57万円（122万円）

※（ ）内は給与所得者の年取ベース

## 2. 基礎年金との関係

- （1）老齢基礎年金 納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- （2）障害基礎年金等 納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

## 3. 申請方法等

- （1）住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要。ただし、あらかじめ翌年度以降も若年者納付猶予を申請することを申し出た場合は不要）
- （2）承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで（申請した日が4月から6月の場合は前年度の7月から申請した年度の6月まで）

## 4. 追納

納付猶予期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

## 5. 若年者納付猶予者数

平成18年3月末現在 34万人

## 今回の事業運営改善法案に盛り込んでいる事項（収納対策関係）

### （国民年金法関係）

#### 1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

##### ①クレジットカードによる保険料納付〔平成20年3月31日までの日で政令で定める日〕

○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

##### ②任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化〔平成20年4月施行〕

○国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

##### ③保険料免除等の手続の簡素化

○国民年金保険料の免除の対象者である生活保護受給者や学生等について、免除手続を確実にし、また重点的に申請の勧奨ができるよう、福祉事務所（生活保護受給者）や医療保険者（医療保険各法の被扶養者）等に対し、情報の提供を求めることができることとする。

〔公布日施行〕

○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。

〔平成20年4月施行〕



## **2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進**

(国民健康保険法、国民年金法関係)

### **①国民健康保険（市町村）との連携**〔平成20年4月施行〕

- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようになる。
- 上記の短期の被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村がその申出により、納付受託機関となることができることとする。

(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法、国民年金法関係)

### **②社会保険制度内の連携**

- 社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。〔平成21年4月施行〕
- 併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。〔平成20年4月施行〕

(国民年金法関係)

## **3. 事業主との連携による保険料納付の促進**〔公布日施行〕

- 従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。